

【質問・回答】

【案件名】 事務用ノートパソコン 42 台リース

Q1 契約者決定後に半導体部品不足等や社会情勢の影響による納期遅延等、不測の事態によりリース開始日4/1にまでに納品作業が間に合わなかった場合、契約者への指名停止等の処分、損害賠償請求等のペナルティーは発生せずに契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。

A1 契約規程第33条のとおり、天災その他不可抗力により遅延が生じる可能性がある場合は、直ちにその理由を示していただくことで、契約期間の変更等について協議させていただきます。なお、そのような理由での納期遅延等につきましては、損害賠償請求等のペナルティーは発生しません。

Q2 保守内容は本調達に含まない認識でよろしいでしょうか

A2 パソコンメーカーが定めた1年間保証期間以外は、当該リース契約に保守内容は含みません。

2024.12.18